

志賀町特定環境保全公共下水道事業
経営戦略

平成29年3月

第1章 下水道事業の現状と課題

(1) 志賀町の行政人口

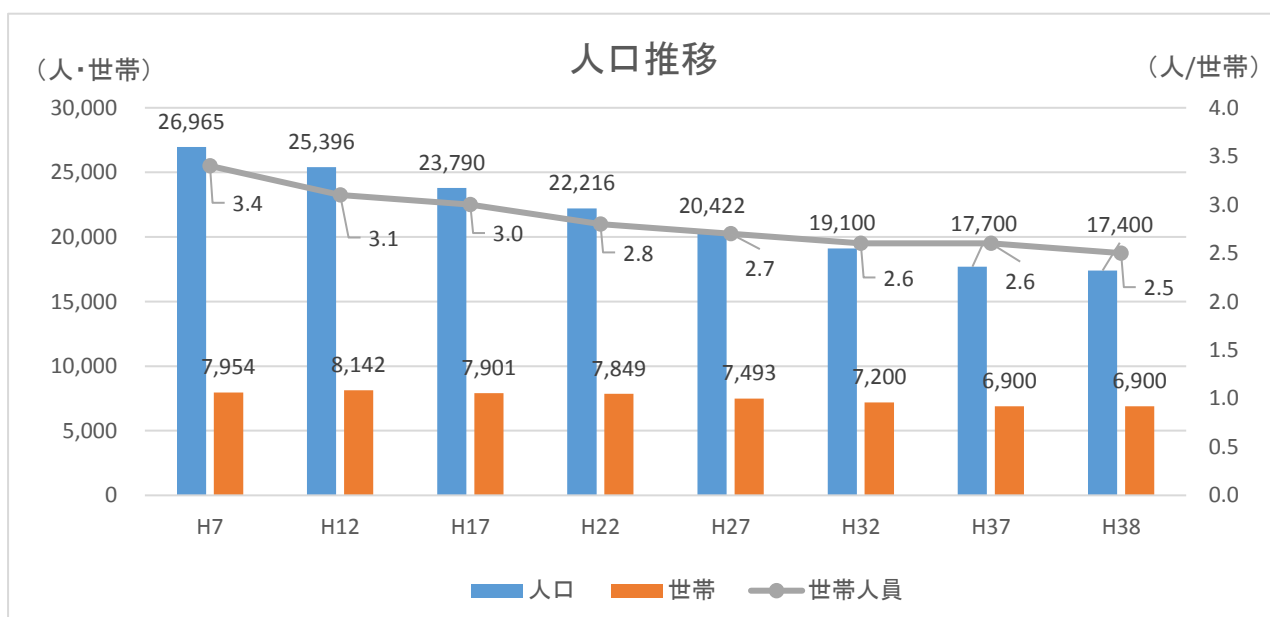
志賀町は平成17年9月に旧志賀町と旧富来町の2町が合併し誕生しました。平成17年度時点で23,790人いた人口も平成27年度時点で20,422人と、合併から10年でおおよそ3,300人減少し、能登地域の他市町同様に過疎化が進んでおります。

当町では、合併後の平成19年3月に「第1次志賀町総合計画」を策定し、町の目指す将来像である「夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷～私たちが主役の新志賀町物語～」の実現に向け、まちづくり施策を展開してきました。

しかし、第1次志賀町総合計画の策定から10年の間に、少子高齢化の進行、人口減少時代の到来や自然災害の多発、情報推進技術（ICT）の進展、地方創生の取組など、我が国の情勢は大きく変化しています。また本町を取り巻く環境においても、能越自動車道の整備促進や北陸新幹線の金沢開業、のと里山海道の無料化など大きく変化がみられています。

こうした状況の中で、本町が将来にわたって持続的に発展を続けていくためには、第1次志賀町総合計画の継続性や一貫性に配慮しつつ、町民と行政が一体となりまちづくりを推進していくことが必要と考え、町民が快適で安心して暮らしていくための指針として「第2次志賀町総合計画」を策定しております（平成28年度）。

この計画の中で、将来人口の推計を「志賀町人口ビジョン」を踏襲して行っており、平成38年に17,400人を目標としております。また世帯数については、約6,900世帯を目標としています。



(2) 下水道施設の状況

特定環境保全公共下水道事業は旧富来地域の西海地区で平成11年度より、福浦地区で平成16年度より供用開始されている事業であり、すでに整備は完了しております。どちらも海に面した集落地域であり、世帯が密集している特徴があります。また市街地より離れた地域でもあるため、中心部に比べ過疎傾向が進んでいる地域でもあります。

【特定環境保全公共下水道 整備区域面積】				平成28年3月末現在
処理区	供用年月	全体計画面積A	現在整備区域面積B	整備率 B/A
西海	平成12年3月	43ha	43ha	100%
福浦	平成16年12月	15ha	15ha	100%
計		57ha	57ha	100%

(3) 処理区域内人口、水洗化率及び有収水量、使用料

処理区域内人口及び水洗化人口については、平成28年3月末時点で処理人口は1,446人、水洗化率は94.6%であり、他の下水道事業に比べ高い数値を示しています。町としても100%を目指し、今後も未接続世帯に対し、加入を推進するPRを行ってまいります。

有収水量については、過疎化に伴う人口減少及び住民の節水意識の向上や節水器具の普及に伴い、将来的には減少していくと予測しています。

【特定環境保全公共下水道事業 水洗化率】				平成28年3月末現在
処理区	計画区域内人口	処理区域内人口 A	水洗化人口 B	水洗化率 B/A
西海	930人	930人	898人	96.6%
福浦	516人	516人	470人	91.1%
計	1,446人	1,446人	1,368人	94.6%

【特定環境保全公共下水道 有収水量推移】				平成28年3月末現在
処理区	平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
西海	89,228m ³	76,425m ³	70,500m ³	64,773m ³
福浦	45,114m ³	39,599m ³	36,355m ³	33,397m ³
計	134,342m ³	116,024m ³	106,855m ³	98,170m ³

使用料については、現在、旧町間で合併以前の料金形態を採用しております。特定環境保全公共下水道事業はすべて旧富来地域に該当いたします。なお、旧志賀地域と旧富来地域では不均一料金となっておりますが、合併協定において「10年を目途に旧富来町の料金体系に合わせる」と協定されており、現在、料金統一に向けて検討中です。

【使用料】		平成29年3月現在	
区分	旧志賀地域	旧富来地域	
一般家庭使用料体系の概要考え方 (税込)	基本使用料	基本使用料	
	15m ³ まで1,080円	10m ³ まで1,620円	
	従量使用料	従量使用料	
	16～60m ³ ：1m ³ につき108円	11m ³ ～：1m ³ につき162円	
	61m ³ ～：1m ³ につき129円		
公衆浴場汚水	基本使用料	基本使用料	
	1m ³ につき32円	1m ³ につき32円	
業務用使用料体系	一般家庭使用料体系と同じ		
使用水量の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道のみを使用 上水道使用水量で算定 ○井戸水のみ使用 認定使用水量で算定 ※認定使用水量・・1ヶ月世帯人員×9m³で計算 ○上水道と井戸水を併用使用 認定使用水量に対し上水道水量が上回る場合は上水道使用量を、下回る場合は認定使用水量で算定 		

(4) 災害・危機管理対策

災害等が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を早急に把握し、住民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。そのため、町では「志賀町下水道事業 業務継続計画（BCP）※1」を策定し、災害に対する予防及び復旧作業への初動体制の強化を図っております。

※1 BCP（事業継続計画）（Business Continuity Plan）

災害や事故などにより被害を受けても重要な事業を中断させず、もし中断しても早期に復旧させる計画

(5) 下水道事業の現状の経営

当町の全下水道事業の整備は、「第1次志賀町総合計画」（平成19～28年度）の基本的な構想「うるおいのまち」の施策と位置付け、この期間、多額の投資を費やし実施してきました。その結果、計画していたすべての下水道事業の普及整備は平成29年度末で完了となる予定であります。今後は、この整備のために借り入れた企業債の償還と既存施設の維持管理及び修繕が中心となります。また、機械設備等は経過年数に

より耐用年数を超過する老朽化が今後課題とされており、修繕や機器更新等の時期を適正に見極め、計画的に更新してことが必要とされています。

以上を踏まえても、今後も財政的に多額の費用が必要となるのですが、収入面においては、節水器具の普及、人口減少等で有収水量の大幅な増加が見込めない以上、使用料収益の増収が期待できません。今後、事業を継続していくための財源確保はかなり厳しい状況であるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適正に施策を推進するとともに、維持管理の経費圧縮や料金改定を視野に入れた効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

（６）不明水の実態把握と管路の実態把握

現在の有収率は、ある程度の高水準を維持しております。しかしながら将来的には、管の老朽化に伴う破損等で地下水などの侵入による不明水の増加が当然考えられます。

早急に管路の破損等を発見するために、日頃から流入データと降雨データを比較検討して、雨水の影響が管路の破損等に起因するものか判断できるように実態を把握しておく必要があります。

また、近年、下水道管の老朽化による腐食破損が原因となった道路陥没事故が全国でも増加しております。当町の管路施設においては、経過年数的が浅いため、老朽化に伴う腐食破損事故発生の可能性は現在のところ低いのですが、事故を未然に防ぐためにも、今後は定期的に管路の現状確認を行い、事故の防止に努めなければなりません

（７）住民サービス

現在、当町では使用料に係る窓口対応及び徴収は担当職員が、検診業務は、民間人に委託して事務を遂行しております。今後は、当町の財政を取り巻く環境が非常に厳しくなることを踏まえ、住民サービスの向上と人件費の削減のバランスを考慮しつつ、包括的な事務のアウトソーシングも視野に入れる必要があります。また、情報公開については、広報誌やホームページ等を通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めていきます。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しつつ、サービスのあり方を考えていく必要があります。

（８）人材育成

自治体である以上、職員定員適正化計画に基づいた職員配置に準じて人員配置されているのですが、例年の人事異動に伴い、担当同士の下水道業務への技術及び業務スキルの継承が課題となります。工務への知識はもちろんのことですが、平成31年度に移行予定の企業会計への専門的な知識も必要となります。担当職

員の知識認識低下は住民への円滑なサービス低下につながる懸念もありますので、積極的に職員に研修を受講させる等、職員の技術力の確保に努める必要があります。

（９）経営分析表を活用した現状分析

現状の参考として、平成 27 年度決算「経営比較表」を次ページに掲載いたしました。

この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するためのものです

経営比較分析表

石川県 志賀町

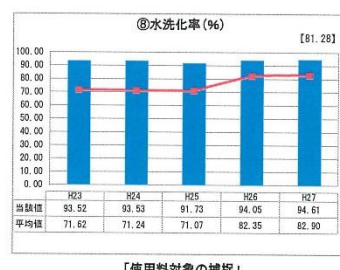
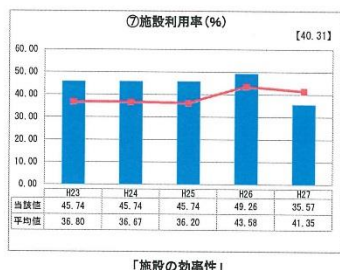
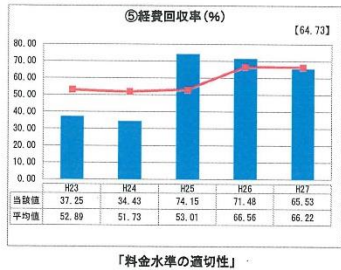
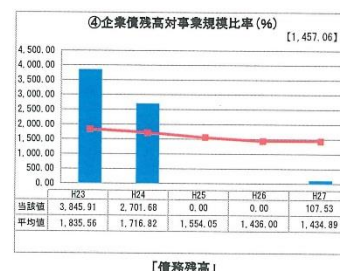
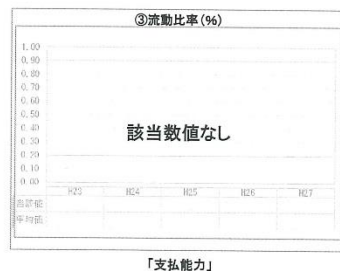
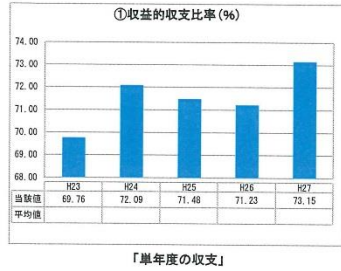
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	6.73	106.47	3,240

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,670	246.76	87.82
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,446	0.58	2,493.10

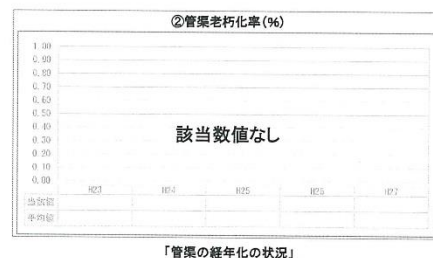
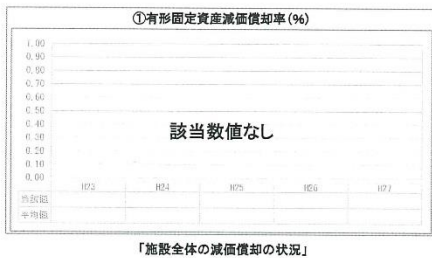
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
近年、指標は70%付近を推移している。しかしながら、料金収益は人口減少の影響で年々減少の見通しであり、加えて地方債償還額が年々増加するため、将来的にはこの指標は下落すると見込まれる。この特環地域は、旧富来地域であり平成30年度予定の料金統一では変更が無い。そのため、維持管理経費の削減に一層努めていく必要がある。

④企業債残高対事業規模比率
企業債残高の大部分は公費負担分であるため、指標は非常に低くなっている。過疎債を充当したものが多く、償還年月が短い償還終了しているものが多くも影響している。

⑤経費回収率
概ね全国平均値であるが、汚水処理費のうち公費負担分以外はすべて維持管理経費であるため、この経費の削減を一層努めていく。

⑥汚水処理原価
平均値の数値を示しているが、この指標も汚水処理費の削減により数値が今以上に減少する見込みである。

⑧水洗化率
この地域の水洗化率は非常に高いため、これ以上の増加は難しいのだが、まだ残っている世帯も多少残っているため、積極的に促進したい。

2. 老朽化の状況について

○処理場設備及びマンホールポンプ場
供用開始より耐用年数の経過した処理場の設備機器を、ストックマネジメント計画に基づき改修していく予定である。

○管渠設備
供用開始以後、15年以上経過しているが現段階では管渠の老朽化による更新は未だ考えていません。しかしながら、今後必ず行わなければならない案件であるため、来る時期に向けた経営基盤の強化を今から取り組んでいく次第である。

全体総括

特定環境事業はすべて事業完了しており、また接続率もかなり高い。しかしながら、地域的に人口減少が避けられない地域でもあるため、料金収入は減少していくと思われる。また、ストックマネジメント計画に基づき処理施設の機器改修事業を今後予定しているため、ある程度の投資費用が必要である。料金収入の増加が現状見込めない以上、維持管理経費のコスト削減が不可欠であり、包括的な民間委託も視野に入れた運用を検討していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

第2章 経営の基本方針

志賀町では、現在、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。海や河川等の水質悪化を防止し、住民の暮らしやすさの向上と豊かな自然環境の維持を目的に下水道整備事業を進めてきました。その結果、平成29年度末で全下水道事業の普及整備の完了を迎えます。

今後は、未整備地域の普及事業から、既存施設の更新、修繕及び維持管理、企業債の償還、隣接する農業集落排水処理区との統合事業等へと事業内容をシフトしていきます。この事業を行うためには、財源の確保や施設改修における適正な改修年度の把握等、様々な諸問題が生じることとなります。

以上を踏まえ、次に述べる基本的な方針をベースにして、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とし、今後の下水道事業を効率的かつ健全に運営するために本計画を策定いたします

- (1) 水環境の保全に向け、下水道の必要性を広く住民に周知するとともに、未接続の世帯への接続を促進するために戸別依頼活動を強化する。同時に町としても水洗化助成制度の拡充を検討する。
- (2) 今後の施設の老朽化に伴う維持管理費用の抑制を念頭に、既存施設の長寿命化、維持管理経費を含むライフサイクルコストの低減、予算の最適化、安全性の確保、施設機能の健全化等を図るために、ストックマネジメント(※2)を導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、適正な維持・更新を行う。

※2 スtockマネジメント・・・持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測し、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

- (3) 耐震化に向けた施設のデータ整理と対象施設の特定制を行い、施設の耐震化を進めます。また大規模な津波、洪水等が起きた場合の下水道区域の浸水する地域を把握し、どのように改善すればよいかを検討し都市浸水対策を進める。加えて、災害等に被災した場合、早期に対処できる管理体制を確立するため、事業継続計画(BCP※1)を策定し危機管理体制を確立させる。

- (4) 事業管理計画を策定し、PDCAサイクル(※3)による持続的なスパイラルアップ(※4)を実践していく。

※3 PDCAサイクル・・・事業におけるPlan(計画)→Do(実行・実施)→Check(点検・評価)→Act(処置・改善)の4段階を繰り返すことにより円滑に進める手法。

※4 スパイラルアップ・・・PDCAサイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

- (5) 処理施設の増設計画の見直し及び他処理区との統廃合による相対的なコスト削減を検討し、施設の最適化計画を策定する。
- (6) 下水熱(※5)・太陽光発電など施設のエネルギー化、省エネ化を検討する。

※5 下水熱・・・下水を熱源としたもので、冷暖房等に利用することが検討されている。

- (7) 職員の資質向上を図るため、講習会、研修会を受講するための体制を整備し、積極的に参加する。また、得た技術、知識等は組織として共有し、担当部署全体の業務遂行に還元できるように努める。
- (8) 住民参画イベントを立案し、積極的にPR活動を実施し、ホームページ等による広報活動を行い、下水道についての知識及び住環境への関心を啓発する。また、小学校等の施設見学の促進や下水道教室を開催し、環境教育の強化を図る。
- (9) 住民ニーズの把握については、広くホームページでの意見募集やアンケート等を実施することにより、潜在的なニーズの把握に努め、より良い下水道運営を目指す。
- (10) 下水道料金の改定については、現状の下水道経営状況を明確に、わかりやすく住民に開示し、将来における財源不足の周知を経て取り組む予定である。そのためにも下水道事業に公営企業法を適用し（平成31年度予定）、企業会計方針に沿った財務諸表を作成し開示する。

第3章 投資・財政計画

特定環境保全公共下水道事業（法非適用企業）

（単位：千円、％）

区 分		年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
				（決算）	〔決算〕 〔見込〕										
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)		121,595	127,066	119,757	118,508	117,573	116,363	115,731	113,214	112,066	109,489	106,515	103,695
	(1)	営 業 収 益 (B)		23,659	23,126	22,068	21,346	20,786	20,408	20,065	19,773	19,430	19,087	18,795	18,590
		ア 料 金 収 入		23,659	23,126	22,068	21,346	20,786	20,408	20,065	19,773	19,430	19,087	18,795	18,590
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益		97,936	103,940	97,689	97,162	96,787	95,955	95,666	93,441	92,636	90,402	87,720	85,105
		ア 他 会 計 繰 入 金		96,956	103,940	97,689	97,162	96,787	95,955	95,666	93,441	92,636	90,402	87,720	85,105
		イ そ の 他		980											
	2	総 費 用 (D)		66,099	61,492	55,894	54,637	52,906	51,121	49,539	47,841	46,014	44,479	42,608	40,795
	(1)	営 業 費 用		35,803	32,969	29,000	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	ア 職 員 給 与 費														
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他		35,803	32,969	29,000	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	
(2)	営 業 外 費 用		30,296	28,523	26,894	25,137	23,406	21,621	20,039	18,341	16,514	14,979	13,108	11,295	
	ア 支 払 利 息		30,296	28,523	26,894	25,137	23,406	21,621	20,039	18,341	16,514	14,979	13,108	11,295	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)		55,496	65,574	63,863	63,871	64,667	65,242	66,192	65,373	66,052	65,010	63,907	62,900	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)		75,610	56,905	72,315	56,429	79,370	161,578	151,155	91,380	95,920	104,042	117,347	106,963
	(1)	地 方 債		54,900	39,400	39,100	38,100	39,700	88,900	77,900	60,500	58,400	64,400	72,500	64,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		37,100	36,000	35,100	32,500	34,100	36,900	38,900	42,500	44,400	50,400	54,500	50,000
	(2)	他 会 計 補 助 金		8,000	8,705	20,215	11,929	23,270	16,178	24,755	20,680	21,520	23,642	24,847	26,963
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金		12,410	8,800	13,000	6,400	16,400	56,500	48,500	10,200	16,000	16,000	20,000	16,000
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他		300											
	2	資 本 的 支 出 (G)		131,106	122,479	136,178	120,300	144,037	226,820	217,347	156,753	161,972	169,052	181,254	169,863
(1)	建 設 改 良 費		30,975	18,450	28,000	12,000	32,000	111,000	97,000	32,000	33,000	33,000	40,000	33,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費														
(2)	地 方 債 償 還 金 (H)		100,131	104,029	108,178	108,300	112,037	115,820	120,347	124,753	128,972	136,052	141,254	136,863	
(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 55,496	△ 65,574	△ 63,863	△ 63,871	△ 64,667	△ 65,242	△ 66,192	△ 65,373	△ 66,052	△ 65,010	△ 63,907	△ 62,900	

	収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
	積 立 金		(K)												
	前年度からの繰越金		(L)												
	前年度繰上充用金		(M)												
	形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
	翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
	実 質 収 支	黒 字	(P)												
	(N)-(O)	赤 字	(Q)												
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)}$	×100)												
	収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)}$	×100)	73.1	76.8	73.0	72.7	71.3	69.7	68.1	65.6	64.0	60.6	57.9	58.4
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
	営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	23,659	23,126	22,068	21,346	20,786	20,408	20,065	19,773	19,430	19,087	18,795	18,590
	地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
	健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)													
	他会計借入金残高		(W)												
	地 方 債 残 高		(X)	1,546,603	1,481,974	1,412,903	1,342,703	1,270,366	1,243,446	1,200,999	1,136,746	1,066,174	994,522	925,768	859,336
○他会計繰入金													(単位:千円)		
		年 度		H27年度	H28年度										
	区 分			(決算)	(決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
	収益的収支分			96,956	103,940	97,689	97,162	96,787	95,955	95,666	93,441	92,636	90,402	87,720	85,105
		うち基準内繰入金		85,792	87,258	88,717	85,788	84,763	83,778	83,094	80,623	79,501	76,915	74,057	71,439
		うち基準外繰入金		11,164	16,682	8,972	11,374	12,024	12,177	12,572	12,818	13,135	13,487	13,663	13,666
	資本的収支分			8,000	8,705	20,215	11,929	23,270	16,178	24,755	20,680	21,520	23,642	24,847	26,963
		うち基準内繰入金		7,235	7,379	7,524	7,671	7,823	7,978	8,135	8,296	8,459	8,626	8,797	7,779
		うち基準外繰入金		765	1,326	12,691	4,258	15,447	8,200	16,620	12,384	13,061	15,016	16,050	19,184
	合 計			104,956	112,645	117,904	109,091	120,057	112,133	120,421	114,121	114,156	114,044	112,567	112,068

【特定環境保全公共下水道事業】投資・財政計画について

(1) 投資について

特定環境保全公共下水道事業はすべて事業を完了しているため、今後の投資的事業の中心は、西海処理区・福浦処理区の2つの処理場の機械設備の更新（ストックマネジメント計画策定）が主であり、その施工年度を市町村計画に準じて計上しております。この施工年度は今後の財政負担を考慮し、投資事業が概ね平準化されるように計画していますが、策定されるストックマネジメント計画の内容と町の財政状態等により前後することも予想されますが、基本的にはストックマネジメント計画を準拠し、投資コストの削減を目指し、費用対策効果が最大限に発揮できるように努めていきます。

また建設年度により耐震基準を満たしていない西海処理場の耐震化診断及び耐震化工事を予定しております（平成32～33年度予定）。

特定環境保全公共下水道事業 投資計画										(単位：千円)
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
事業費	29,000	12,000	32,000	111,000	97,000	32,000	33,000	33,000	40,000	33,000
国庫補助金	13,000	6,400	16,400	56,500	48,500	10,200	16,000	16,000	20,000	16,000
地方債	4,000	5,600	5,600	52,000	39,000	18,000	14,000	14,000	18,000	14,000
その他財源	12,000		10,000	2,500	9,500	3,800	3,000	3,000	2,000	3,000
資本費平準化債	35,100	32,500	34,100	36,900	38,900	42,500	44,400	50,400	54,500	50,000
主な投資事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画 ・設備更新 		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化診断（西海） ・耐震化工事（西海） ・ストックマネジメント計画 			<ul style="list-style-type: none"> ・設備更新（西海・福浦） 				

(2) 財源について

【収益的収入】

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金であります。使用料収入については、過疎傾向の人口減に伴う有収水量の減により減少していく見込みです。

また今回の計画では、財政事情に起因した料金改定は見込んでおりません。これは全下水道事業が平成31年度に公営企業法の適用事業へと移行することが決定しており、現在整備中である固定資産台帳によって計上される減価償却費を基に料金改定の検討を予定しているためであります。使用料の改定は、利用者にとって大きな問題でありますので、その改定の必要性、実施時期、改定内容についての判断基準として、根拠資料となる減価償却費の算定が完成次第、検討するものと考えております。

他会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと国が示す繰出基準（※6）に基づいて行っております。毎年、収益的収支において繰出基準を超えた繰入を行っておりますが、これは料金収入では維持管理経費分に不足していることが主な原因となっております。将来的には利子償還額が減少していくため、一般会計からの繰入金は収益的収支においては減額していくと考えておりますが、やはり費用に対する収益が不足する状況を改善すべく、料金の見直しが急務であると考えております。

【資本的収入】

資本的支出（投資）に係る財源については、各年度の事業補助金として国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」を事業対象の約50%で見込んでおり、その不足分を企業債と一般会計繰入金で財源確保することを見込んでおります。またこの処理区は、過疎指定地域に該当しているため、事業の財源としては、交付税措置が優遇される過疎対策事業債の活用も視野に入れていきます。

資本的収入に係る一般会計繰入金は、企業債の元金償還の増に比例して増加していく見込みであります。また、ストックマネジメント計画のような計画策定業務においては、財源に企業債の充当ができないため、その不足財源を一般会計繰入金にて充当することになります。そのため一時的に繰入金が増加する年度もあります。また、今後増加していく公債費負担、特に元金償還金の負担を繰り延べするために資本費平準化債を活用し、現在の利用者の負担を和らげ、今後下水道を使用する利用者にも負担を求め、使用料などの適正化に寄与していきます。

※6 公営企業繰出金

地方公営企業は経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則だが、①その性質上企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみでは客観的に困難であると認められた経費等については、補助金、負担金、出資金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、その経費負担区分ルールを毎年総務省より通知される。

（3）投資以外について

特定環境保全公共下水道事業 施設維持管理経費 実績 (単位：千円)										
処理場名	H24					H25				
	運転管理	光熱水費等	修繕費	その他	計	運転管理	光熱水費等	修繕費	その他	計
西海	9,412	4,243	4,177	161	17,993	11,724	4,480	5,130	268	21,602
福浦	5,118	2,882	5,261	128	13,389	5,167	2,885	279	31	8,362
計	14,530	7,125	9,438	289	31,382	16,891	7,365	5,409	299	29,964
処理場名	H26					H27				
	運転管理	光熱水費等	修繕費	その他	計	運転管理	光熱水費等	修繕費	その他	計
西海	10,919	4,208	6,379	233	21,739	9,857	4,226	7,653	235	21,971
福浦	6,222	2,875	628	76	9,801	5,908	2,935	3,672	76	12,591
計	17,141	7,083	7,007	309	31,540	15,765	7,161	11,325	311	34,562
運転管理・・・運転委託、監視システム、汚泥処分、水質検査、電気保安、清掃 光熱水費等・・・水道料、電気代、電話代 修繕費・・・処理場修繕費 その他・・・保険料、手数料										

【維持管理経費】

①運転管理について

運転管理の中で主なものは処理場及びマンホールポンプの運転委託経費であり、業者に全面委託しています。金額の差異は、停電、故障等の緊急対応出動の回数が主な原因と考えています。汚泥処分費、監視システム、水質検査、電気保安検査、清掃の委託費は、毎年近似値を推移しています。

②光熱水費等

近年は近似値を推移しており、現状では大幅な増減はありません。今後の処理場の機械設備更新時期にダウンサイジング化の検討や節電タイプの機器の導入し、コスト削減に務めていく必要があります。

③修繕費

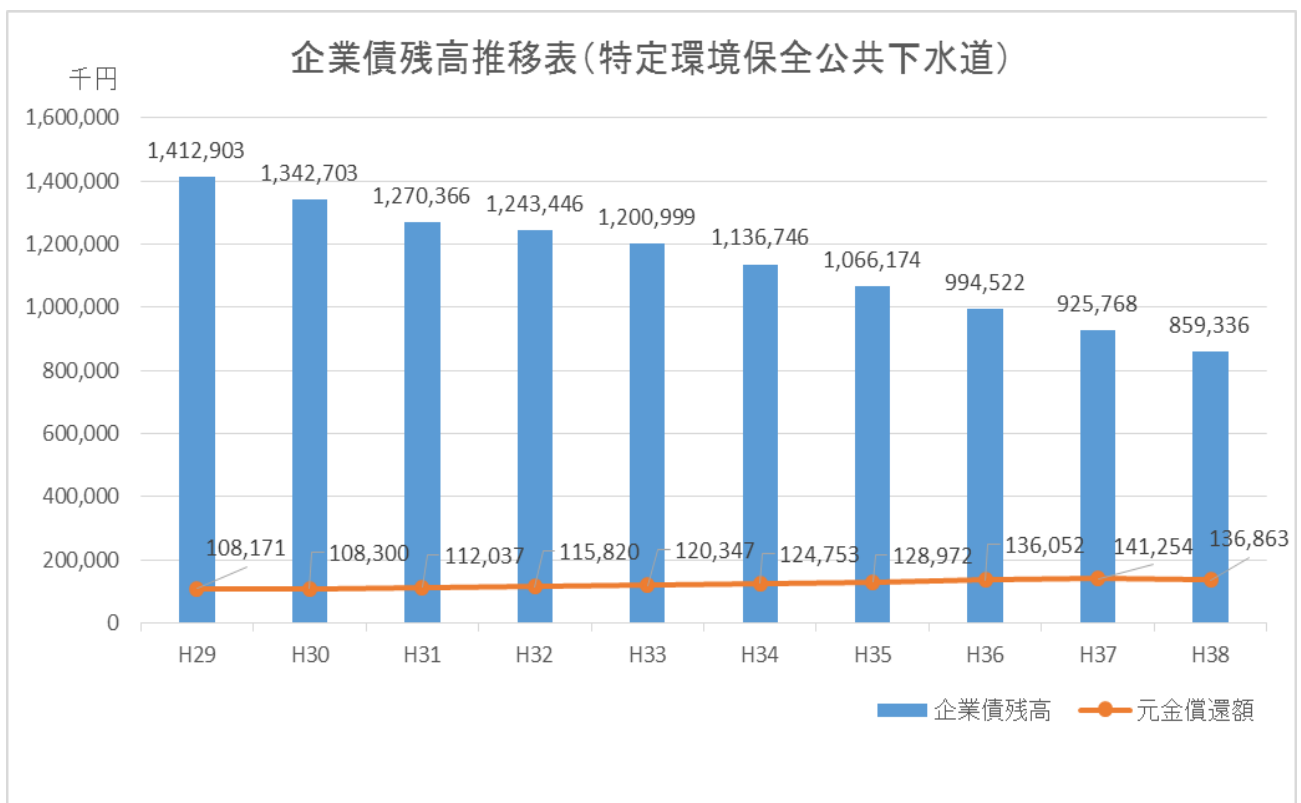
基本的には、その機械設備が持つ機能、重要性、運転頻度を考慮し、優先順位の高いものから修繕しています。今後は耐用年数を超える設備機器が年々増加していくため、ストックマネジメント計画を策定し、投資事業として更新していく方向にシフトしていく予定であります。また、担当職員にも技術的スキルの取得を奨励し、軽微な修繕ならば職員にて対応できる体制の確立を目指していく必要があります。

④その他について

主に保険料、口座取扱手数料であります。口座振替の利用者増加に比例して多少増加していく予定です。また、使用者の利便性を考慮し、次年度よりコンビニ収納への対応を予定していますので費用は増加する傾向にあります。

(4) 企業債残高及び償還について

下のグラフは、投資・財政計画に基づき算定した今後10年間の企業債残高及び元金償還額であります。今後の投資事業では、借入予定の企業債より元金償還額の方が大きいため、企業債残高は年々減少し、10年後は現在より約5億5千万円減少する見込みであります。毎年の元金償還額は年々増加していく傾向でありますので、比例して一般会計からの繰入金金の増加が予想されます



第4章 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項

①組織・機構・人員の適正化

事業自体は既に完了しているため、今後は維持管理及び機械設備更新が主となります。そのため、ハード事業にかける人員は削減の方向で検討されており、他の事業（公共下水道、農業集落排水、地域し尿）との併用人員も視野に入れていきます。また、地方公営企業法の適用により、組織形態、職員数及び既存の水道会計事業との関連が再構築されるため、人員配置と業務量との整合性を再度見直し、より効率的な配置を目指し、職員給与費の抑制に努めます。

②職員研修の充実

平成31年度から公営企業法を適用した企業会計方式に移行するため、在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、企業職員としても経営観念の周知や企業会計への専門知識の習得が求められております。担当職員には、積極的に知識の習得に必要な各種研修、セミナー等の参加を励行し、そのバックアップをいたします。

(2) 加入促進への取組

①各種助成等による加入促進

供用開始になっても、下水道に接続できない理由のひとつに、接続工事等に係る金銭的負担が大きいことがあります。

現在、町としては排水設備工事費のための借入に対する利子補給制度や非課税世帯や生活保護世帯に対する特別補助金制度がありますが、今後、一層の加入促進を図るために、接続工事に対する一部助成や使用料の一定期間の免除又は減額等といったような負担軽減制度を検討していく必要があります。

②効率的な普及促進

町として書面や広報での加入促進は今までも行ってきましたが、今後は加入促進を一層進めるためにも、非接続世帯や非水洗化世帯を詳細に把握するために接続台帳を整備し、戸別訪問等を行っていきます。戸別訪問の結果、なぜ接続できないかの様々な理由を分析し、その結果を踏まえ水洗化促進事業に反映していきます。

(3) 広域化に関する事項

現状、当町はすべて町単独の下水処理であり、近隣市町も各々単独での下水処理を行っております。地形的なハンデがありますので、近隣市町との広域化は現実的ではありません。但し、下水処理の段階で発生する汚泥に関しては、その処分費用の削減の観点から広域での処分場を設けることは検討されています。

(4) 不明水対策の促進

不明水は、経営の悪化の原因になるとともに、処理場の機能低下への影響が懸念されますが、現在の有収率は高い水準を維持しております。しかしながら、今後のためにも定期的な調査が必要であると考えております。

不明水の原因は、管の破損や雨水の流入であるため、天候と異常データの分析に基づき、管路の内部をカメラ映像で破損の有無を調べる調査や、雨水の流入経路を追跡調査いたします。

(5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

①水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口の包括委託

現在、水道、下水道共に使用料に関しての徴収や滞納整理、窓口業務に関してはすべて職員で対応しております。委託しているのは検針業務に限定されています。

今後は、使用料に係る各業務を包括的に民間委託する効果を検討し、窓口サービスの拡大や収納率向上を図ります。そのため、先行自治体への視察や民間からのノウハウの教授等を一層進め、将来的なコスト削減に努めていきます。

②施設の包括的委託

現在、処理場やマンホール形式ポンプ等の施設の運転管理業務や監視業務等については、民間企業に委託しております。しかしながら、管理委託の中で発見される設備不良や故障等などの対応は、すべて職員が確認した上で調達業務を行っております。そのため、機械の復旧までに、時間的に支障をきたす場合もあります。今後は、迅速な復旧完了のために、管理業者にある程度の権限を与え、機器修繕や更新等も含めた、より包括的な委託方法を検討していく必要があります。

(6) 資金不足比率の見直しに関する事項

現時点においては地方財政法に定める資金不足は生じておりません。しかしながら、一般会計からの繰入に頼っている経営状態では、母体の財政難に左右されていつ資金不足に陥るかわかりません。健全な経営を目指し、一層のコスト削減や民間委託導入を検討していく必要があります。また、将来的には比較的経営に余裕がある水道会計との会計統合も検討しています。

(7) 資金管理・調達に関する事項

現在、特定環境保全公共下水道事業には公営企業法が適用されていません。適用は平成 31 年度を予定し、現在はその準備作業を行っております。

法適用後は、減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もり、その内部留保資金の中で今後の事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益では明瞭にわかりづらいため、キャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行う必要があります。また、資金運用については、安全性に配慮しつつも最大限の運用益が期待できるように毎年、資金運用計画を策定し、適切な資金管理に努めます。

(8) 情報公開に関する事項

下水道事業は、接続や利用に関しては、町民皆様の理解とマナーが不可欠です。このことから、町ホームページや広報紙等により、伝えたい重要な情報についてわかりやすく発信していくよう広く情報公開に努めます。

また、町からの一方方向ではなく、利用者からの意見、苦情、アドバイス等も取り入れるように双方向で情報を集約し、町民ニーズに十分に応えていきます。

(9) 経営戦略に関しての事後検証に関する事項

今回策定した経営戦略ですが、公営企業法の適用後に再度、見直し（ローリング）や進捗管理（モニタリング）を行います。その後、今回の投資計画がどれだけ実現したかを検証し、投資計画の再策定を行っていく予定です。

また、今後、将来的な財源不足が明確になる場合、使用料金の増額改定を行う必要があります。料金改定は下水道会計が健全な経営状態を維持するためには、必要なことであり、町民の理解が得られますよう、詳細な財政事情の公開を進めていきます。